



令和2年度主任介護支援専門員研修受講フローチャート

本紙では、「主任介護支援専門員研修」は「主任研修」、「主任介護支援専門員更新研修」は「主任更新研修」といいます。

(1) まずご自身の**主任介護支援専門員の有効期間**をご確認ください

① **「主任研修」**は、いつ修了しましたか？

① 平成26年度以前

① 平成27年度以降

② **「主任更新研修」**は、修了していますか？

② 修了済み

② 未修了

(② 不問)

主任の有効期間の取扱

初回の「主任更新研修」の修了日を起算日として、5年経過するまでの間に主任更新研修を修了すると、5年更新されます。

既に主任の有効期間は満了しているため、今回ご案内の主任更新研修は受講できません。
(主任資格を再取得するには下部※3参照)
主任資格失効後、ケアマネ業務を継続する場合、ケアマネ証の更新に必要な研修を修了してください。

「主任研修」の修了日を起算日として、5年経過するまでの間に主任更新研修を修了すると、5年更新されます。

(2) **「介護支援専門員証の有効期間」および「主任介護支援専門員の有効期間」**内に、**主任更新研修**を修了できますか？

※今回ご案内の令和2年度主任更新研修の受講対象者は、別紙の**受講要件を満たす者のうち、平成29年度までに主任研修または主任更新研修を修了した者です。**(平成30年度以降の修了者は、令和3年度以降の主任更新研修をご受講ください。)

※**受講要件は申込時点で満たす必要があります。**

はい

いいえ

主任更新研修をご受講ください。

主任更新研修の修了者は、証の更新研修を修了したとみなされるため、**証の更新研修の受講が免除※1**されます。研修修了後、証の更新手続きを行ってください。

※1 「主任更新研修」に適用される取扱です。「主任研修」にはこの取扱はありませんので、証を更新するには、別途、証の更新研修を修了する必要があります。

今後もケアマネ業務を継続する場合、**ケアマネ証の有効期間内に、証の更新研修を修了し、証の更新**手続きを行ってください。※2、3

※2：証の有効期間満了後、証は失効しケアマネ業務を行うことはできません。再度、ケアマネ業務に就くには、「再研修」を修了してください。
※3：主任の有効期間満了後、主任資格は失効します。再度、主任資格を取得するには、再度「主任研修」を修了してください。